

第 2 1 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 7 年 2 月 2 8 日 (金) 午後 3 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

		6 番 和田千代

遅刻委員


出席事務局藤本課長、山崎、田中、荒木

令和7年2月28日（金）午後3時00分小浜市役所3階302会議室において、第21回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第85号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第86号 現況証明申請について
- 議案第87号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行について
- 議案第88号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第89号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第90号 小浜市地域計画の策定について

報告第25号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第21回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より2月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番東委員、8番内田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、3番福永委員、5番河嶋委員でした。

それでは、『議案第83号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、2番案件につきまして〇〇推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇〇推進委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇推進委員は退室してください。

<〇〇推進委員退室>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第83号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の〇〇推進委員関連については、原案どおり決定とさせていただきます。〇〇推進委員は入室してください。

<〇〇推進委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第83号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【1番委員】4番の案件で、隣に息子さんの家が新築されているが、ここに住宅を増設することだが、住宅の増設というより進入路や駐車場って書いた方がよいと思う。

【事務局】この写真で見えている建設中の家はお孫さんの家です。今回は息子さんがご両親と同居するために母屋を増築したいという計画になっています。

(審議)

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第84号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第85号農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第85号農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第86号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第86号現況証明申請について』は、原案どおり決定さ

せていただきます。

続きまして、『議案第87号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行について』を上程します。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

【1番委員】特定貸付の説明をもう一度お願いします。

【事務局】基盤法の利用集積計画や利用促進計画に基づいて契約されたものは特定貸付の対象となります。ただ相対契約もこの3月で終了しますので実質は中間管理事業ぐらいしかなくなってくると思いますが、相対契約でも特定貸付の対象になります。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第87号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして『議案第88号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。なお、○番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、○番委員関連については、原案どおり承認とさせていただきます。○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第88号農用地利用集積計画の承認について』は、原案

どおり承認とさせていただきます。

続きまして『議案第89号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。なお、〇〇にかかる〇番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは〇番委員関連について審議を行いますので、〇番委員は退室してください。

<〇番委員退室>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、〇番委員関連については、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。〇番委員は入室してください。

<〇番委員入室>

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第89号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『議案第90号小浜市地域計画の策定について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので『議案第90号小浜市地域計画の策定について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『報告第25号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告をお願いします。

【5番委員】2月3日に遠敷・高塚地区で話し合いを行いました。この地域は集積がなかなか進められない。今耕作している営農者が高齢化したとしても難しいところですが、今後も理解を深めていくために話し合いをもっていきたいと思います。

【地村推進委員】2月7日に、加斗コミュニティセンターで上加斗・下加斗・岡津・鯉川の農業関係者で話し合いました。土地改良できればという話もありましたが、結局今後誰がやっていくのかということが課題である。

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第21回農業委員会を終了させていただきます。